

総合評価方式や入札契約手続き に関する改善(案)

1. 実績を重視した総合評価方式の適用

検討課題

受発注者双方の入札契約手続きに伴う時間・事務負担の軽減を図るため、技術的難易度の低い案件、施工計画に各社の差が生じない案件について、施工計画の提案や配置予定技術者のヒアリングを、実績評価で代替する簡易型（実績重視型）の総合評価方式を適用

【課題】

- ・当初予算における実績重視型の適用範囲を限定する必要
- ・新規参入者への配慮、実績のみの評価では受注者が偏ることに配慮する必要

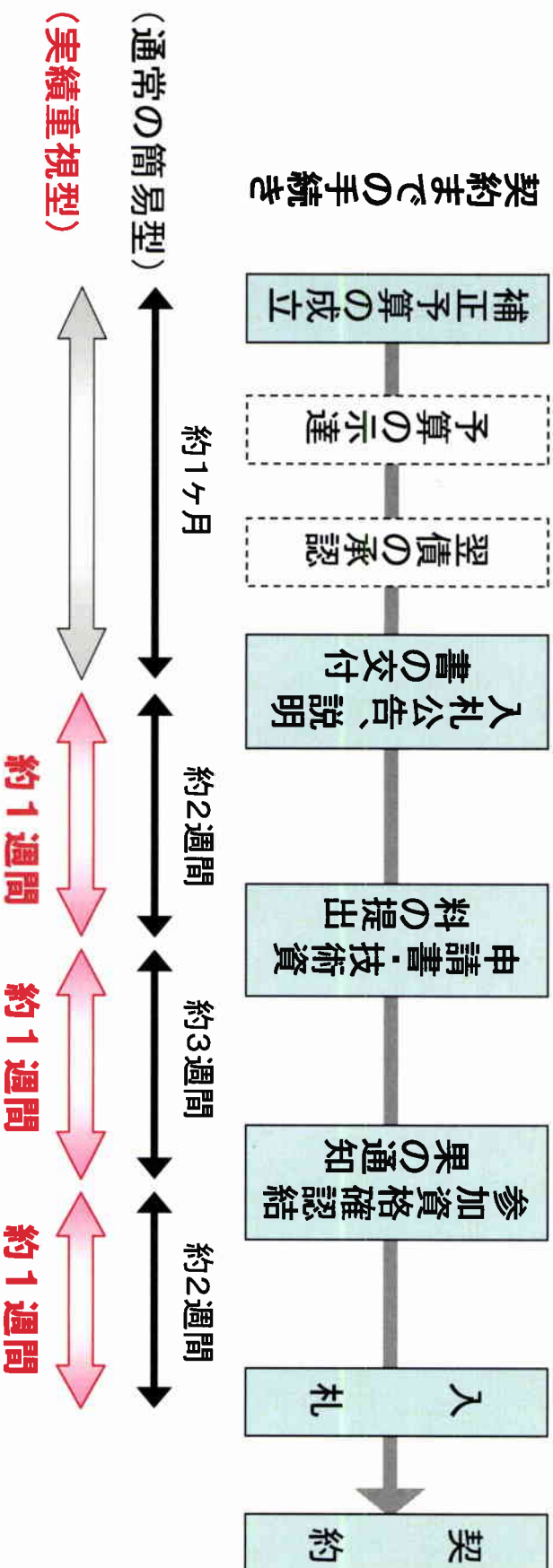


図 手続きに要する標準的日数の比較

1. 実績を重視した総合評価方式の適用

【平成21年度の対応方針】

対象工事を限定した上で、実績重視型総合評価方式を適用する。

適用工事

簡易型を適用する工事のうち、比較的小規模で、施工計画の工夫の余地が少なく、これまでに施工した同種・類似工事の実績で施工の現実性を十分評価できる工事

実施手順

- ・工事内容を勘案しつつ、「適用工事」に該当するかどうか確認する。
- ・入札公告～申請書・技術資料の提出、申請書・技術資料の提出～入札に係る期間は、それぞれ1週間程度とする。

評価方法

- ・加算点上限の30点の範囲内で、評価項目・配点を設定する。
〔従来の簡易型で「簡易な施工計画」や「ヒアリング」にかかる配点は、「企業の施工能力」「配置予定技術者の能力」に配分する。〕

配慮事項

- ・政府全体の経済財政運営の方針に基づき、暫定的な措置として取り扱うこととする。

2. 工事関連データの提供、情報交換の場の設置

検討課題

受注者の技術提案作成のための情報収集に要する時間・事務負担の軽減を図るため、発注工事に関する詳細設計の成果品、関連する地質データ等を電子データで提供するにあたって、課題の精査を行う。

また、受発注者間における情報共有を図るため、個々の質問・回答のやりとり以外に、現場説明会やこれに代わる情報交換の場の設置に向けた検討を行う。

【課題】

- ・電子データとして提供する場合、提供できるデータの選別作業（個人情報のススキング等）など、発注者側の事務量の軽減を図る必要
- ・現場説明会やこれに代わる情報交換の場の設置が、談話を助長しないよう配慮が必要

技術提案作成に必要なデータ
地質調査報告書、詳細設計図、
数量計算書、構造計算書 ...

現在の一般的な取扱い

情報公開があれば紙ベースで提供
もしくは
成果報告書の閲覧は可（コピー不可）

対応案

電子データもしくは成果報告書のコピーを
可能とする

2. 工事関連データの提供、情報交換の場の設置

【平成21年度の対応方針】

現状における設計等の成果品の状況を勘案して、競争参加者に以下の要領により工事関連データを提供する。

- ◆適用工事 技術提案作成の負担の大きな工事を対象(例:WTO対象工事、高度技術提案型)
- ◆提供情報 地質調査報告書、詳細設計図、数量計算書、構造計算書等のうち、工事内容等を勘案し設定
- ◆提供媒体 紙面での複写又はCDIによる電子データ(PDF)
- ◆留意事項 個人情報や予定価格の類推を容易とする情報はマスキング処理を実施

【今後の方向性】

■ 工事関連データの提供

提供すべき情報、提供する媒体、提供に必要なデータ処理、その他留意事項について、課題を整理し、対応方針を検討するための産学官による検討会を平成21年度中に立ち上げる。

■ 情報交換の場の設置

現状において、公共工事の談合防止について、国民は厳しく対処することを望んでおり、現場説明会を廃止(平成14年4月)して以降、大きな変化はない。一方で情報交換の場の設置については、入札参加者から多くの要望を頂いていることから、まずは工事関連データの提供(上記)、技術対話の充実を図ることとし、現場説明会の開催を含む幅広い情報交換の場について検討する。

3. 技術提案の評価(採否)の通知

検討課題

受発注者間における評価の透明性の確保、受注者の事務負担の軽減等を図るため、発注者側の事務量の増大に配慮しつつ、参加資格確認通知に併せて、入札前に技術提案に対する評価(採否)の提案者側への通知について検討を行う。

【課題】

- ・発注者側の事務量の軽減を図る
- ・入札時の競争性の確保に配慮した情報提供が必要

試行事例における通知例(競争参加資格確認結果通知書抜粋)

技術提案に基づく入札の可否	
	○：可（評価する、実施義務あり） －：否（評価しない、実施可能） ×：否（評価しない、不採用であり実施不可） 総合評価項目 総合的なコストに関する事項 1) ライフサイクルコスト ○ 低減し、 を 工事目的物の性能、機能に関する事項 2) 性能・機能 － の の明示（保全性、安全性） － を を に設置する。 － をする。 － を設置する ○ に を設置する。 － の設置

3. 技術提案の評価(採否)の通知

【平成21年度の対応方針】

技術提案の採否(または評価)の通知を試行する。

◆適用工事 原則全ての工事

(但し、発注者側業務量を勘案しつつ、順次対象工事を拡大する)

◆通知時期 競争参加資格確認通知時点(通知書の中に記載)

◆通知内容

技術提案として出された内容のうち、**不採用(実施してはならない)となった事項を通知**する。また、準備が整った地方整備局等においては、採用(実施して良い)項目のうち、**加点評価したか否かの通知も試行**する。

【今後の方向性】

技術提案自体の公表については、以下のような課題もあり、慎重な検討が必要。

◆ 民間の技術提案自体は全て知的財産に該当するとの考え方が妥当。

◆ 技術力のない企業が技術提案を模倣する、または、技術提案の代筆を専門とする業者が横行し、確実な施工能力の評価が困難となる場合があり、これらの防止対策。

参考:公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について(H17.8.26閣議決定) (抄)

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

(2) 技術提案の適切な審査・評価

発注者は、**民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないように**すること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用すること等**取扱いに留意**するものとする。

補足. その他

○発注者側の体制強化について

【今後の方向性】

発注者側の体制強化については、高度な技術を必要とする工事に対しては、監督職員の配置強化を図るとともに、民間の高度な専門技術力を活用する場合や、災害対応等の業務量が一時的に増大するような場合は、CM方式による発注体制の強化について検討する。